

随意契約理由書及び比較見積省略理由

本工事契約は、令和元年度に実施する信号制御機等の交通安全施設整備事業にて更新等した端末装置を、大阪府警察本部交通管制センターにおいて、確実な遠隔制御をするために必要となる改良等を行う工事である。

本工事では、交通管制センターから端末装置の遠隔制御を行うために必要な既設下位装置に適合する端末対応ユニットを製作し、既設下位装置に格納するが、現在、設置されている既設下位装置は、機器メーカーが独自に開発を行っているため、当該装置を製造したオムロンソーシアルソリューションズ(株)でなければ、施工することが困難である。

また、端末対応ユニットを既設下位装置に格納後、端末装置に対応するためのソフトウェアの設定、公共車両優先信号制御路線の拡充、**VICS** リンクデータ等の設定等、必要となる交通管制センター中央装置の改良を行うため、現中央装置の構造・性能を熟知しているオムロンソーシアルソリューションズ(株)でなければ、確実な工事を行うことは困難である。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴取を省略するものである。